

価格高騰緊急支援事業 標津町福祉施設サービス提供体制 維持支援事業給付金のご案内

物価高騰の影響を受けた町内の介護サービス等事業所及び障がい福祉サービス事業所の負担軽減を図ることを目的として、介護・障がい福祉サービス提供体制維持支援事業給付金を支給します。

介護・障がい福祉サービス提供体制維持支援事業給付金の支給

- 支給対象者：令和7年12月1日時点において、町内に所在する介護・障がい福祉サービス事業所を運営する事業者
- 給付金の使途：燃料代、電気料、食材料を含む物価高騰に要する経費
- 支給額：以下の給付金を支給いたします。

種別		給付額
介護サービス	訪問系	車輛1台につき 10,000円
	通所系	定員1人につき 30,000円
	短期入所系	定員1人につき 30,000円
	入所施設・居住系	定員1人につき 30,000円

※令和7年12月1日時点の定員に応じた金額を支給します。

障がい福祉サービスは裏面へ→

種別		給付額
障がい福祉サービス	訪問系	・居宅介護 ・同行援護 ・計画相談支援 ・地域移行支援 ・地域定着支援
	通所系	・就労継続支援（A型） ・就労継続支援（B型）
	入所系	・共同生活援助

※令和7年12月1日時点の定員に応じた金額を支給します。

1. 申請

- 申請書の提出：標津町福祉施設サービス提供体制維持支援事業給付金交付申請書（様式第1号）を提出します。
- 添付書類：① 介護・障がい福祉サービス事業所一覧（別添1－1）
- 提出方法：申請書等の提出は、**メールまたは郵送も可**とします。
E-mail : ひまわり kaigo@town.shibetsu.lg.jp
- 申請期限：申請書受付は、**令和8年1月22日から令和8年3月19日**までです。

2. 町で確認後、支給

町が申請内容を確認後、給付金が支給されます。 **※実績報告は不要です。**

【お問合せ先】

標津町保健福祉センター 介護保険担当・社会福祉担当
電話番号 0153-82-1515